

主任技術者及び現場代理人の専任等に係る取扱いについて（お知らせ）

平素は本市の入札・契約業務にご協力いただきありがとうございます。
本市では、建設工事の現場に配置することとされている主任技術者又は現場代理人（以下、「技術者」という。）について、技術者を効率的に配置することを目的に平成30年4月から運用しているところですが、この度建設業法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、対象範囲の一部を見直し、必要な事項を次のとおり定めたこととお知らせします。

概 要

対 象 工 事	市が発注する建設工事のうち、 <u>当初設計金額（税込）が4,500万円未満の案件</u>
適 用 年 月 日	令和7年2月1日
工 事 件 数	2件まで
工事の現場範囲	和泉市管内
要 件	・<u>受注者が兼任させようとする技術者は、当該年度の入札参加資格審査申請における技術職員名簿に記載のある者であること。</u> ・受注者が兼任させようとする技術者は、専任配置を要する他の工事の監理技術者又は主任技術者でないこと。 ・受注者が兼任させようとする現場代理人は、営業所における専任技術者でないこと。 ・その他、国土交通省の「監理技術者制度運用マニュアル」に準ずる。

- 注1 専任配置を要する工事とは、契約金額が4,500万円（建築一式工事9,000万円）以上の工事または、契約金額にかかわらず現場の施工管理上、発注者が専任配置を必要とする工事をいいます。
- 注2 提出された「現場代理人等通知書」の記載内容に虚偽があった場合や兼務により現場体制に不備が生じた場合、不良な工事となった場合は、当該兼務の取り消し及び工事成績評定への反映等必要な措置を行うことがあります。
- 注3 自社の受注工事で技術者として配置されている者や、既に出向中の者は、新たに
出向させることはできません。
- 注4 出向先で現場代理人として配置されている者は、他の工事の技術者にはなれませ
ん。
- 注5 本内容は令和7年2月1日以降に締結した工事請負契約について適用します。

参考：改正前

概 要

対 象 工 事	市が発注する建設工事のうち、 <u>当初設計金額（税込）が4,000万円未満の案件</u>
工 事 件 数	2件まで
工事の現場範囲	和泉市管内
要 件	・<u>受注者が兼任させようとする技術者は、当該年度の入札参加資格審査申請における技術職員名簿に記載のある者であること。</u> ・受注者が兼任させようとする技術者は、専任配置を要する他の工事の監理技術者又は主任技術者でないこと。 ・受注者が兼任させようとする現場代理人は、営業所における専任技術者でないこと。 ・その他、国土交通省の「監理技術者制度運用マニュアル」に準ずる。

注1 専任配置を要する工事とは、契約金額が4,000万円（建築一式工事8,000万円）以上の工事または、契約金額にかかわらず現場の施工管理上、発注者が専任配置を必要とする工事をいいます。

注2 提出された「現場代理人等通知書」の記載内容に虚偽があった場合や兼務により現場体制に不備が生じた場合、不良な工事となった場合は、当該兼務の取り消し及び工事成績評定への反映等必要な措置を行うことがあります。

注3 自社の受注工事で技術者として配置されている者や、既に出向中の者は、新たに出向させることはできません。

注4 出向先で現場代理人として配置されている者は、他の工事の技術者にはなれません。

注5 本内容は令和5年1月1日以降に締結した工事請負契約について適用します。